

令和 6 年度

犬山市下水道事業経営戦略改定審議会
(第 7 回)

犬山市 都市整備部下水道課

審議会のスケジュール

第6回審議会（R6年7月29日）

1. 経営戦略の見直し内容
2. 収支ギャップ解消の取組
3. 現在の使用料体系の確認
4. 今後の検討内容や
スケジュールについて

第7回審議会（R6年10月4日）

1. 経営戦略・ロードマップ
素案の確認
2. 使用料改定案の審議

第8回審議会（R6年12月上旬）

1. 使用料改定案の再審議
2. 経営戦略（案）の確定
3. ロードマップの方針決定

第9回審議会（R7年2月上旬）

1. パブリックコメントの
結果報告
2. 経営戦略見直し案の確定
3. ロードマップ案の確定
4. 最終答申案について

第10回審議会（R7年2月下旬）

1. 最終答申

※審議会の内容は進捗により変更する場合があります。

第 7 回 審議会の審議事項

- 収支ギャップに対する、経営改善に向けた取組みについての議論
- ロードマップの記載内容についての議論
- 使用料改定案についての議論

1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認

1-1. 経営戦略素案の確認

(第6回審議会資料より一部加筆)

●経営の効率化及び健全化に向けての取組の効果について。

下水道
事業者として
実施できる取組

取組	内容
1) 水洗化率の向上	PR活動を実施し、水洗化率の向上による増収を図る。 令和5年度末時点: 86.9%
2) 不明水対策	改築工事の実施により、不明水の削減による維持管理費の支出抑制を図る。
3) 広域化・共同化	愛知県が令和4年度に策定した広域化・共同化計画の中で、本市は管路施設の点検・調査の共同化を実施することで支出抑制を図る。
4) 民間活用の検討	ウォーターPPP等の民間活用の推進を検討し、さらなる効率的な事業運営による経費の支出抑制を図る。
5) 下水道使用料の改定	使用料の改定による増収を図る。

1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認

1－1. 経営戦略素案の確認

1) 水洗化率の向上

- 現状の水洗化率86.9%(令和5年度末)からPR活動の実施(例:住民との直接面談、チラシ配布、改造資金の融資あっせん制度の紹介)等の取組によって、将来的(令和16年度)に水洗化率を96%まで向上させる。

⇒現状の水洗化率86.9%で固定した場合と比較すると令和16年度の下水道使用料は税抜で約3,500万円増収する(経費回収率は0.15%増加)。

取組による効果

(税抜)

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
水洗化率が 向上した場合	下水道使用料 (百万円)	510	508	503	505	500	494	488	483	478	472
	経費回収率 (%)	64.77	64.08	63.33	62.61	61.98	61.35	60.73	60.07	59.56	59.07
水洗化率が 86.9% のまま場合	下水道使用料 (百万円)	496	488	480	483	475	467	460	452	445	437
	経費回収率 (%)	64.74	64.03	63.26	62.53	61.89	61.25	60.61	59.94	59.41	58.92

1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認

1-1. 経営戦略素案の確認

2) 不明水対策

●改築工事の実施を促進することで不明水の削減を図る。

⇒不明水を削減することで維持管理費の支出抑制を図る。

改築工事は既に2km/年実施しているが、令和10年度以降はさらに実施を促進し、令和16年度末までに不明水率を36%から20%とすることを目標とする。

⇒取組効果として令和16年度の維持管理費が約5,000万円削減される。

取組による効果		(税抜)									
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
不明水対策を実施した場合	維持管理費 (百万円)	604	606	610	629	619	616	616	617	620	611
	他会計補助金 (百万円)	517	531	550	567	576	592	614	636	659	671
	経費回収率 (%)	64.74	64.03	63.26	62.53	61.89	61.25	60.61	59.94	59.41	58.92
不明水対策を実施しない場合	維持管理費 (百万円)	604	606	610	629	626	630	639	647	658	657
	他会計補助金 (百万円)	517	531	550	567	583	607	636	666	697	717
	経費回収率 (%)	64.74	64.03	63.26	62.53	61.89	61.25	60.61	59.94	59.41	58.92

維持管理費の削減分、
他会計補助金も削減される
※不明水処理費用は公費負担

経費回収率は変わらないが
公費負担を削減する効果がある

1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認

1－1. 経営戦略素案の確認

3) 広域化・共同化

- 管路施設の点検・調査を他市町と共同で発注することで委託費の削減を図る。

⇒ 委託費を削減することで、支出抑制を図る。

なお、点検・調査の共同化は5市2町（一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町扶桑町）で令和6年度から実施しており、取組効果は、計画上の概算縮減率で約4.5%を見込んでいる。

⇒ 取組効果として令和16年度の維持管理費が約2百万円削減される
（経費回収率は0.13%増加）。

取組による効果

（税抜）

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
広域化事業を実施した場合	維持管理費 （百万円）	604	606	610	629	619	616	616	617	620	611
	他会計補助金 （百万円）	517	531	550	567	576	592	614	636	659	671
	経費回収率 （%）	64.87	64.17	63.39	62.66	62.02	61.38	60.74	60.07	59.54	59.05
広域化事業を実施しない場合	維持管理費 （百万円）	606	608	612	631	621	617	618	618	621	613
	他会計補助金 （百万円）	518	532	551	568	577	593	615	637	660	672
	経費回収率 （%）	64.74	64.03	63.26	62.53	61.89	61.25	60.61	59.94	59.41	58.92

1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認

1－1. 経営戦略素案の確認

4) 民間活用の検討

- 民間活用の推進を検討し、さらなる効率的な事業運営による経費の支出抑制を図る。

⇒マンホールポンプ保守点検等について民間会社への委託や使用料の調定・徴収業務等についても水道課を通じて民間会社へ委託している。

⇒将来的には、老朽化した管路が増加し、職員数の減少等により適切な維持管理や更新が困難になるおそれがある。

そのため、民間事業者のノウハウを生かし、効率的な業務を行っていくため、今後、ウォーターPPP等の民間活用の導入に向けて検討を行う。

1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認

1-1. 経営戦略素案の確認

収益的収支の内訳

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
収益的収入											
①下水道使用料	5.1	5.1	5.0	5.1	5.0	4.9	4.9	4.8	4.8	4.7	取組1)
②その他収入（他会計補助金等）	11.4	11.6	11.8	12.0	12.1	12.3	12.6	12.9	13.1	13.2	
収益的収入合計	16.5	16.7	16.9	17.1	17.1	17.3	17.5	17.7	17.9	18.0	
収益的支出											
③維持管理費	5.0	5.0	5.1	5.3	5.2	5.1	5.1	5.2	5.2	5.1	
污水管渠費、総係費等	1.7	1.6	1.6	1.8	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	取組3)
流域下水道維持管理負担金	3.4	3.4	3.4	3.5	3.5	3.4	3.4	3.4	3.4	3.3	取組2)
④污水資本費	2.8	2.9	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.8	2.9	
⑤公費負担分（不明水処理費等）	8.6	8.8	8.9	9.0	9.1	9.2	9.4	9.7	9.9	10.0	
収益的支出合計（公費負担分除く）	16.5	16.7	16.9	17.1	17.1	17.3	17.5	17.7	17.9	18.0	
下水道使用料 (A)=①	5.1	5.1	5.0	5.1	5.0	4.9	4.9	4.8	4.8	4.7	
污水处理費（公費負担分除く）(B)=③+④	7.9	7.9	7.9	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	
経費回収率（%）(A/B)	64.90	64.22	63.46	62.74	62.11	61.48	60.86	60.20	59.69	59.20	

⇒ (1)～(3)の取組をしても現状の使用料収入では経費回収率100%に到達しない。

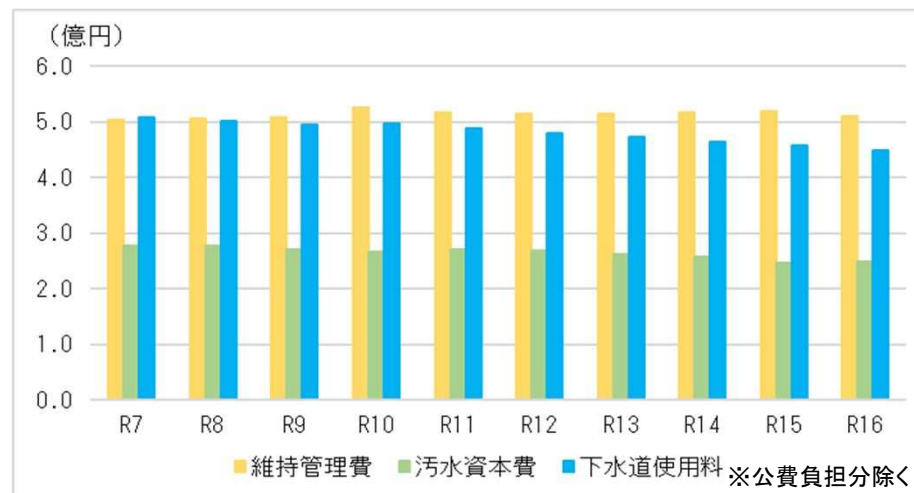
1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認

1-1. 経営戦略素案の確認

考察

- 下水道使用料収入は、P4で説明した水洗化率について現状の86.9%から96%へ向上した数値を反映しているが、人口減少に伴う有収水量の減少幅が大きいいため、減少傾向で推移している。
- 維持管理費も、P5で説明した不明水対策のための改築工事により、現状の不明水率36%から20%へと削減するなど支出の抑制に努めた数値を反映しているが、物価上昇などの要因もあり、結果はほぼ横ばいで推移させるのみとなっている。
- 汚水資本費については、資産取得に伴う減価償却費の増加等により増加傾向で推移となる（資産取得によるもののため抑制はできない）。

⇒経費回収率を向上させるには下水道使用料収入を増やす必要があるが、水洗化率向上などの効果には限界があるため、下水道使用料の改定に向けた検討が不可欠

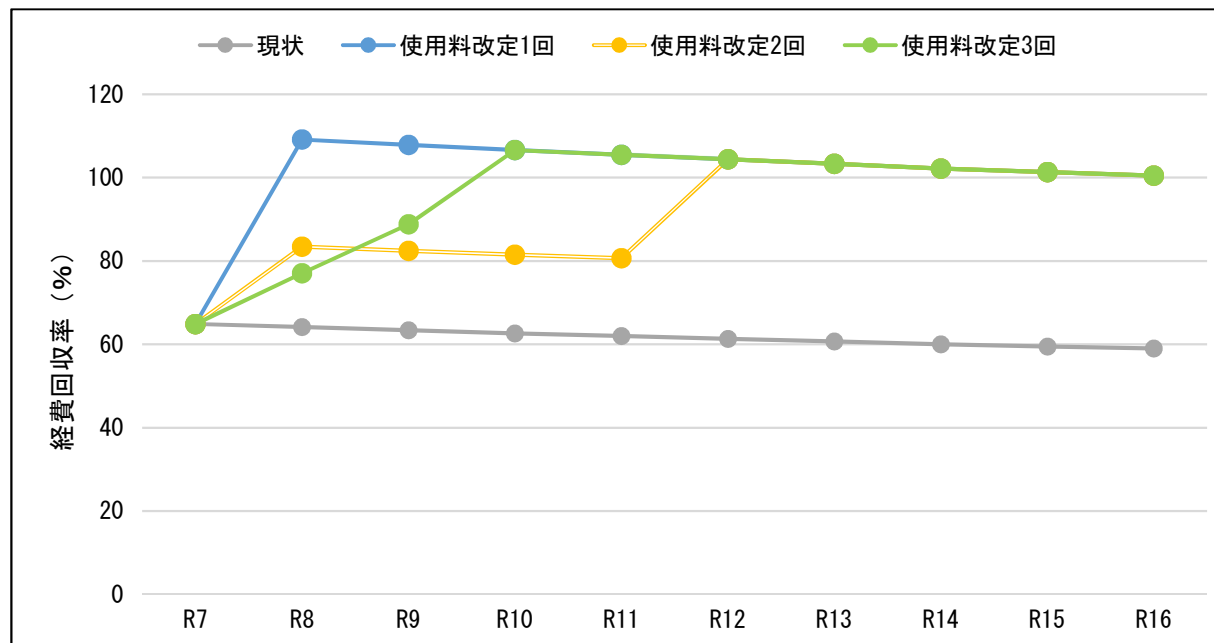


1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認

1-1. 経営戦略素案の確認

- 令和16年度までに経費回収率100%を達成するための使用料改定回数別の経費回収率推移(案)を下図に示す。
- 料金の改定時期や改定率、経費回収率100%達成年度について審議した結果を踏まえて、経営戦略での経費回収率の推移に反映を予定している。

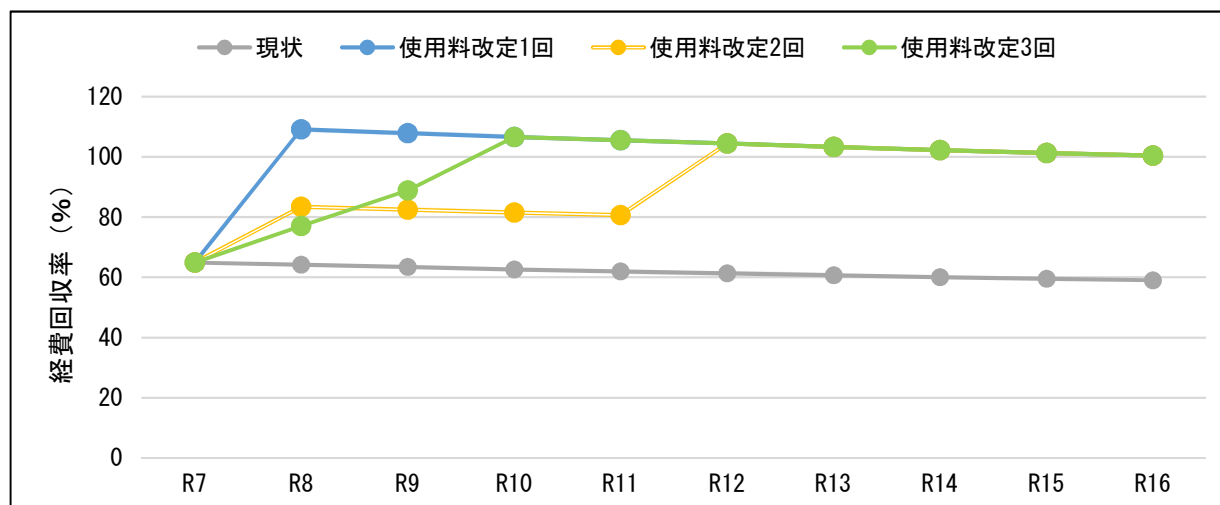
経費回収率推移 (案)



1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認

1-2. スケジュール案

	改定回数 (間隔)	1回あたりの 増加率	経費回収率100%達成年度
案1	1回	約50%	令和8年度
案2	2回 (3年)	約25%	令和12年度
案3	3回 (1年)	約17%	令和10年度



1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認

1-2. スケジュール案1

【改定数1回・約50%改定の場合】

	経営戦略計画期間									
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
改定時期	★									
累計改定率 (現行=100%)	150%	→								
下水道使用料 (億円)	5.1	8.6	8.5	8.5	8.4	8.3	8.2	8.1	8.1	8.0
汚水処理費 (億円)	7.9	7.9	7.9	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
経費回収率 (%)	65%	109%	107%	106%	105%	104%	103%	102%	101%	100%

- 令和7年度に約50%の改定を行う。
- 令和8年度に経費回収率100%を超え、令和16年度まで100%以上を維持するよう調整する。

1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認

1-2. スケジュール案2

【改定数2回・約25%改定の場合】

	経営戦略計画期間									
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
改定時期	★				★					
累計改定率 (現行=100%)	125%	→								
下水道使用料 (億円)	5.1	6.6	6.5	6.6	6.5	8.3	8.3	8.2	8.1	8.0
污水处理費 (億円)	7.9	7.9	7.9	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
経費回収率 (%)	65%	83%	83%	82%	81%	104%	103%	102%	101%	100%

- 令和7年度及び令和11年度に約25%の改定を行う。
- 令和12年度に経費回収率100%を超え、令和16年度まで100%以上を維持するよう調整する。

1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認

1-2. スケジュール案3

【改定数3回・約17%改定の場合】

	経営戦略計画期間									
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
改定時期	★	★	★							
累計改定率 (現行=100%)	117%	134%	150%							
下水道使用料 (億円)	5.1	6.1	7.0	8.5	8.4	8.3	8.2	8.2	8.1	8.0
污水处理費 (億円)	7.9	7.9	7.9	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
経費回収率 (%)	65%	77%	89%	106%	105%	104%	103%	102%	101%	100%

- 令和7年度、令和8年度及び令和9年度に約17%の改定を行う。
- 令和10年度に経費回収率100%を超え、令和16年度まで100%以上を維持するよう調整する。

1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認

1－3. ロードマップ素案の確認

ロードマップについての検討結果は別紙にて示す。

2. 使用料改定案の検討

2-1. 基本的な考え方

- 下水道事業における使用料体系の設定の基本原則は、「下水道法第20条第2項」の規定となる。
- 使用料体系の具体的検討は、公益社団法人 日本下水道協会による「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年版」に基づいて検討を行う。

下水道法 第20条第2項

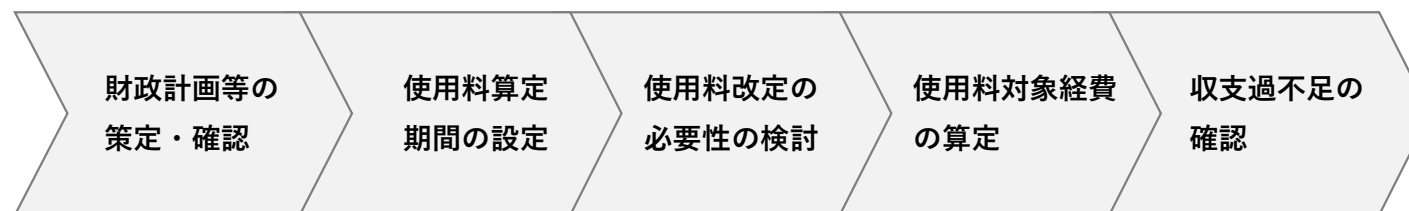
使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取り扱いをするものでないこと。

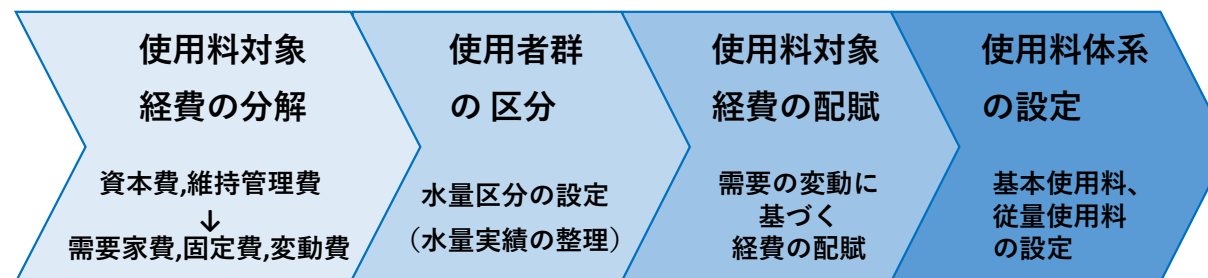
2. 使用料改定案の検討

2-1. 基本的な考え方

- 使用料の算定は、下記のフローにより行う。
- 「使用料体系の設定」の前段となる「使用料対象経費の算定」については、今回の経営戦略見直し時に検討。



使用料対象経費の算定（経営戦略見直しにて検討）



使用料体系の設定

2. 使用料改定案の検討

2-1. 基本的な考え方

- 使用料の対象経費は、「**資本費＋維持管理費**」となる。
ただし、対象経費は、長期前受金戻入及びその他控除額(公費負担分)を除いたもの。
- 犬山市の使用料対象経費は、約7.5億円(R4決算ベース)である。

使用料対象経費

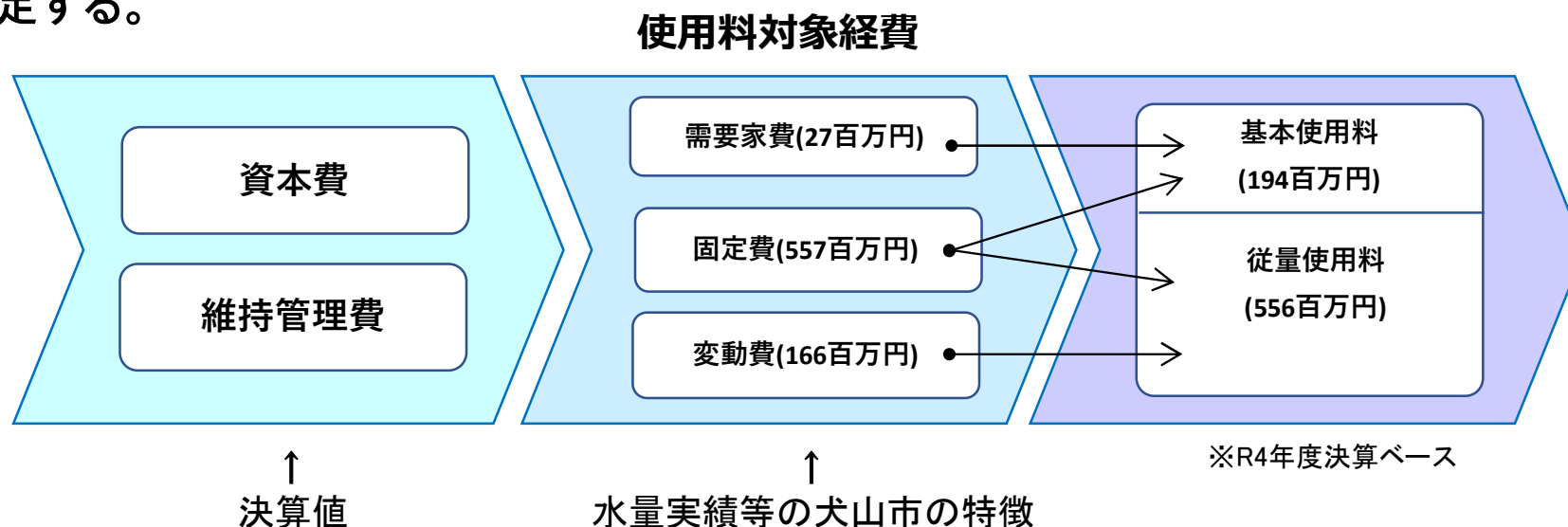
(百万円)

科 目	経費	長期前受金 戻入	その他 控除額	使用料 対象経費
資本費	974	564	82	328
減価償却費	863	564	82	217
資産減耗費	12	－	－	12
企業債利息	99	－	－	99
維持管理費	512	0	90	422
污水管渠費	46	－	90	422
普及指導費	14	－		
業務費	33	－		
総係費	35	－		
流域下水道管理運営負担金	384	－		
合 計	1,486	564	172	750

2. 使用料改定案の検討

2-1. 基本的な考え方

- 使用水量等の犬山市の実態を反映した上で、「基本使用料」と「従量使用料」の体系を設定する。



需要家費:下水道使用水量の多寡に係わらず主として下水道使用者数に対応して増減する経費
固定費 :下水道使用水量及び使用者の多寡に係わらず下水道施設の規模に応じて固定的に必要な経費
変動費 :主として下水道使用水量の多寡に応じて変動する経費

- 「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、資本費及び維持管理費は、「需要家費」「固定費」「変動費」に分解される。

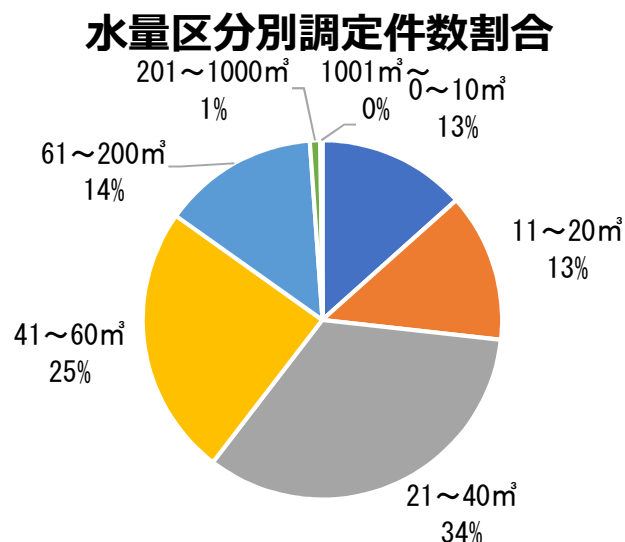
2. 使用料改定案の検討

2-2. 下水道使用料に関する実績

- 直近5カ年(R1～R5)における調定件数は21～40m³の利用者が最も多く、0～40m³で調定件数全体の約60%を占めている。

5カ年平均 2ヶ月単位 (単位：件)

区分	0～10m ³	11～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61～200m ³	201～1000m ³	1001m ³ ～	合計
調定件数	2,504	2,503	6,299	4,568	2,626	179	32	18,711
構成割合	13.4%	13.4%	33.7%	24.4%	14.0%	1.0%	0.2%	100.0%
累計割合	13.4%	26.8%	60.4%	84.8%	98.9%	99.8%	100.0%	-



2. 使用料改定案の検討

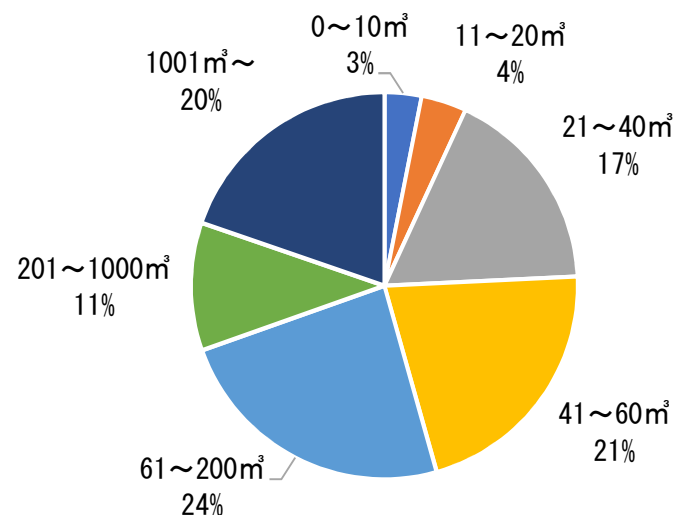
2-2. 下水道使用料に関する実績

- 直近5カ年(R1～R5)における下水道使用料は61～200m³の利用者が最も多く、0～200m³で使用料収入全体の約70%を占めている。

5カ年平均 2ヶ月単位（単位：千円）

区分	0～10m ³	11～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61～200m ³	201～1000m ³	1001m ³ ～	合計
下水道使用料	2,754	3,368	15,424	19,040	21,292	9,511	17,540	88,928
構成割合	3.1%	3.8%	17.3%	21.4%	23.9%	10.7%	19.7%	100.0%
累計割合	3.1%	6.9%	24.2%	45.6%	69.6%	80.3%	100.0%	-

水量区別下水道使用料割合



2. 使用料改定案の検討

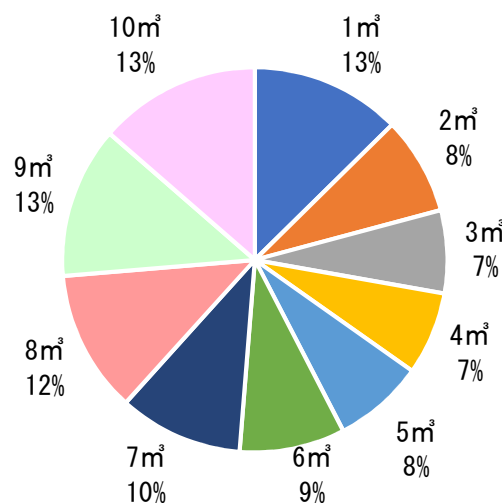
2-2. 下水道使用料に関する実績

- 基本水量(～10m³/2ヶ月)以下における調定件数については、10m³の利用者が最も多いが 構成割合は分散しており、各区分約10%となっている。

5カ年平均 2ヶ月単位 (単位: 件)

区分	1m ³	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³	7m ³	8m ³	9m ³	10m ³	合計
調定件数	212	138	117	118	128	149	176	201	214	229	1,682
構成割合	13%	8%	7%	7%	8%	9%	10%	12%	13%	14%	100%
累積割合	13%	21%	28%	35%	42%	51%	62%	74%	86%	100%	-

水量区分別調定件数割合



2. 使用料改定案の検討

2－3. 検討条件

●使用料改定案検討のポイント



使用料の構成

現状と同じ、二部使用料制(基本使用料＋従量使用料)及び累進使用料制の継続を検討



水量区分

使用料算定の水量区分については基本水量の廃止※を含めて検討



段階的値上げ

住民への急激な負担増を軽減するために、複数段階での改定を検討する。

※基本水量の廃止について

基本水量制は、下水道の普及を促進し、生活環境の改善を図るとともに、生活用水に係る使用料を安く抑える政策的配慮から導入している団体が多くあったが、近年では全国的に見ても、基本水量制を廃止する団体が多くなっている。

本市では下水道整備は令和9年度に概ね完了を予定しており、基本水量制は一定の役割を終えたと言える。

2. 使用料改定案の検討

2-4. 検討案

- 検討案については、①「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、使用料の適正化を図った案、②③現行体系をベースとした案、④⑤で使用者への急激な負担とならないように配慮した案とし、使用料改定の方角性を審議。

ケース①

「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、使用料の適正化を図った案

ケース②

ケース③

- ・基本水量を継続して基本使用料、従量使用料単価を一律改定した案
- ・基本水量を廃止して基本使用料、従量使用料単価を一律改定した案

ケース④

ケース⑤

- ・基本水量を廃止して少量使用に配慮した案
- ・基本水量を廃止して多量使用に配慮した案

2. 使用料改定案の検討

2-4. 検討案

- 各検討案の使用料体系案は以下のとおり。
- 各ケースにおける特徴及び現行体系からの改定率は次頁以降に示す。

水量区分 (m ³ /月)		現行 体系	ケース ①	ケース ②	ケース ③	ケース ④	ケース ⑤
基本使用料		550	855	825	770	855	900
従量 使用料	1 ~ 5 m ³	0	95	0	50	40	60
	6 ~ 10 m ³	44	95	65	65	50	75
	11 ~ 20 m ³	84	90	130	120	110	125
	21 ~ 30 m ³	104	145	155	145	155	140
	31 ~ 100 m ³	129	240	195	180	200	155
	101 ~ 500 m ³	154	85	230	220	235	175
	501 m ³ ~	199	185	300	280	270	220
20m ³ /月使用料		1,610	2,705	2,450	2,545	2,405	2,825
目標		—	経費回収率100%				

【参考】現行体系の20m³/月の使用料算出方法

$$550(\text{基本使用料}) + 5 \times 44(6 \sim 10\text{m}^3) + 10 \times 84(11 \sim 20\text{m}^3) = 1,610\text{円}$$

2. 使用料改定案の検討

2-4. 検討案（ケース①）

下水道使用料体系の基本的考え方に基づく案

現行の使用料体系の比較

【現行体系】

1使用月あたり/税抜		
基本使用料	従量使用料単価（円/㎡）	
550(円) (~10㎡)	1 ~ 5 ㎡	0
	6 ~ 10 ㎡	44
	11 ~ 20 ㎡	84
	21 ~ 30 ㎡	104
	31 ~ 100 ㎡	129
	101 ~ 500 ㎡	154
	501 ㎡ ~	199
20㎡/月使用料		1,610

【検討案】

1使用月あたり/税抜			
基本使用料	従量使用料単価（円/㎡）		改定率
855(円) (+155%)	1 ~ 5 ㎡	95	—
	6 ~ 10 ㎡	95	216%
	11 ~ 20 ㎡	90	107%
	21 ~ 30 ㎡	145	139%
	31 ~ 100 ㎡	240	186%
	101 ~ 500 ㎡	85	55%
	501 ㎡ ~	185	93%
20㎡/月使用料		2,705	168%

- 基本使用料単価は、550円から855円と約1.6倍に引き上げとなる。
- 改定率は少量使用者の区分が高く、大口使用者の区分は現行体系よりも安価になる。

⇒ 従量使用料の累進性はない。

少量使用者への負担が大きく、大口使用者への負担は小さい。

2. 使用料改定案の検討

2-4. 検討案（ケース②）

基本水量を継続、基本使用料、従量使用料単価を一律改定した案

現行の使用料体系の比較

【現行体系】

1使用月あたり/税抜

基本使用料	従量使用料単価（円/㎡）
550(円) (~10㎡)	1 ~ 5 ㎡ 0
	6 ~ 10 ㎡ 44
	11 ~ 20 ㎡ 84
	21 ~ 30 ㎡ 104
	31 ~ 100 ㎡ 129
	101 ~ 500 ㎡ 154
	501 ㎡ ~ 199
20㎡/月使用料 1,610	

【検討案】

1使用月あたり/税抜

基本使用料	従量使用料単価（円/㎡）	改定率
825(円) (+150%)	1 ~ 5 ㎡ 0	—
	6 ~ 10 ㎡ 65	148%
	11 ~ 20 ㎡ 130	150%
	21 ~ 30 ㎡ 155	149%
	31 ~ 100 ㎡ 195	151%
	101 ~ 500 ㎡ 230	149%
	501 ㎡ ~ 300	151%
20㎡/月使用料 2,450		152%

← 基本水量を継続

← 改定率を同程度に設定

- 基本使用料単価は、550円から825円と1.5倍に引き上げとなる。
- 改定率は一律としているため、どの水量使用者も同じ負担となる。

⇒ 使用水量に関わらず、同程度の負担が増える。

2. 使用料改定案の検討

2-4. 検討案（ケース③）

基本水量を廃止、基本使用料、従量使用料単価を一律改定した案

現行の使用料体系の比較

【現行体系】

1使用月あたり/税抜

基本使用料	従量使用料単価（円/㎡）
550(円) (~10㎡)	1 ~ 5 ㎡ 0
	6 ~ 10 ㎡ 44
	11 ~ 20 ㎡ 84
	21 ~ 30 ㎡ 104
	31 ~ 100 ㎡ 129
	101 ~ 500 ㎡ 154
	501 ㎡ ~ 199
20㎡/月使用料 1,610	

【検討案】

1使用月あたり/税抜

基本使用料	従量使用料単価（円/㎡）	改定率
770(円) (+140%)	1 ~ 5 ㎡ 50	—
	6 ~ 10 ㎡ 65	148%
	11 ~ 20 ㎡ 120	143%
	21 ~ 30 ㎡ 145	139%
	31 ~ 100 ㎡ 180	140%
	101 ~ 500 ㎡ 220	143%
	501 ㎡ ~ 280	141%
20㎡/月使用料 2,545		158%

← 基本水量を廃止

← 改定率を同程度に設定

- 基本水量制を廃止することでケース②より改定率は小さい。
- 改定率は一律としているため、どの水量使用者も同じ負担となる。

⇒ 使用水量に関わらず、同程度の負担が増える。

2. 使用料改定案の検討

2-4. 検討案（ケース④）

基本水量を廃止して少量使用に配慮した案

現行の使用料体系の比較

【現行体系】

1使用月あたり/税抜		
基本使用料	従量使用料単価（円/㎡）	
550(円) (~10㎡)	1 ~ 5 ㎡	0
	6 ~ 10 ㎡	44
	11 ~ 20 ㎡	84
	21 ~ 30 ㎡	104
	31 ~ 100 ㎡	129
	101 ~ 500 ㎡	154
	501 ㎡ ~	199
20㎡/月使用料		1,610

【検討案】

1使用月あたり/税抜			
基本使用料	従量使用料単価（円/㎡）		改定率
855(円) (+155%)	1 ~ 5 ㎡	40	—
	6 ~ 10 ㎡	50	114%
	11 ~ 20 ㎡	110	131%
	21 ~ 30 ㎡	155	149%
	31 ~ 100 ㎡	200	155%
	101 ~ 500 ㎡	235	153%
	501 ㎡ ~	270	136%
20㎡/月使用料		2,405	149%

← 基本水量を廃止

← 改定率を低めに設定

- 改定率は~20㎡の水量区分の改定率を低く設定し、21㎡~の水量区分を相対的に高くしている。

⇒ 少量水量区分の改定率を低くし、少量使用者へ過度な負担増に配慮した。

2. 使用料改定案の検討

2-4. 検討案（ケース⑤）

基本水量を廃止して多量使用に配慮した案

現行の使用料体系の比較

【現行体系】

1使用月あたり/税抜

基本使用料	従量使用料単価（円/㎡）
550(円) (~10㎡)	1 ~ 5 ㎡ 0
	6 ~ 10 ㎡ 44
	11 ~ 20 ㎡ 84
	21 ~ 30 ㎡ 104
	31 ~ 100 ㎡ 129
	101 ~ 500 ㎡ 154
	501 ㎡ ~ 199
20㎡/月使用料 1,610	

【検討案】

1使用月あたり/税抜

基本使用料	従量使用料単価（円/㎡）	改定率
900(円) (+164%)	1 ~ 5 ㎡ 60	—
	6 ~ 10 ㎡ 75	170%
	11 ~ 20 ㎡ 125	149%
	21 ~ 30 ㎡ 140	135%
	31 ~ 100 ㎡ 155	120%
	101 ~ 500 ㎡ 175	114%
	501 ㎡ ~ 220	111%
20㎡/月使用料 2,825		175%

← 基本水量を廃止

← 改定率を低めに設定

- 基本使用料の改定率を高く設定している。
- 改定率は31㎡~の水量区分の改定率を低く設定し、調定件数が多い~30㎡の水量区分を相対的に高くしている。

⇒ 多量水量区分の改定率を低くし、多量使用者へ過度な負担増に配慮した。

4. 今後の検討内容やスケジュールについて

4-1. 今後の検討内容

項 目	開催時期 (令和5年度)	審議内容	項 目	開催時期 (令和6年度)	審議内容
第1回	令和5年8月18日	1. 下水道事業の概要 2. 犬山市下水道事業の現状分析 3. 今後の課題	第6回	令和6年7月29日	1. 経営戦略の見直し内容 →犬山市下水道事業の現状分析および課題を整理し、見直した投資・財政計画の確認 2. 使用料改定の目安の確認 →経費回収率向上のための使用料改定率の確認 3. 現在の使用料体系の確認 →犬山市の使用料体系について、投資・財政計画や他自治体等を考慮した分析結果の確認
第2回	令和5年10月23日	1. 下水道計画区域について	第7回	令和6年10月4日 (今回)	1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認 →人口減少や施設の老朽化、下水道整備の課題を踏まえた犬山市下水道事業経営戦略の改定(案)の確認 2. 使用料改定案の審議 →使用料単価および基本水量制等を検討し、経費回収率向上を目指した使用料体系の確認
第3回	令和5年12月22日	1. 下水道計画区域について 2. 持続的な経営のための取り組み方針について	第8回	令和6年12月上旬 (予定)	1. 使用料改定案の再審議 →第7回審議会の結果を踏まえて見直した使用料改定案の確認 2. 経営戦略(案)の確定 →人口減少や施設の老朽化、下水道整備の課題を踏まえた犬山市下水道事業経営戦略の改定(案)の確認
第4回	令和6年2月26日	1. 第3回審議会の質問への回答 2. 答申案 3. 今後の検討内容やスケジュールについて	第9回	令和7年2月上旬 (予定)	1. 最終答申案 →犬山市下水道事業経営戦略の改定に対する答申案の確認
第5回	令和6年3月19日	1. 中間答申	第10回	令和7年2月下旬 (予定)	1. 最終答申

4. 今後の検討内容やスケジュールについて

4-2. スケジュール案

作 業 項 目		令和5年度		令和6年度											
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
経営戦略の見直し	1-1. 情報の収集・整理、現状分析、課題把握 等														
	1-2. 投資・財政計画の検討														
	1-3. 収入・支出の改善案の検討														
	1-4. 経営戦略改定案作成														国へ提出
	1-5. ロードマップ作製														国へ提出
使用料改定の検討	2-1. 使用料体系の目安の検討														
	2-2. 使用料単価の検討、基本水量制の検討 等														
	2-3. 使用料に関する方針決定														
審議会等	3-1. 犬山市下水道事業経営戦略改定審議会														
	3-2. パブリックコメント														
	3-3. 議会説明、条例改正（R7以降に実施）														